

～市民が集い、文化芸術の薫るまちづくり拠点の整備に向けて～

交流・文化施設 市民説明会のお知らせ

現在、施設の基本設計と運営管理計画の検討を進めており、この内容について市民説明会を開催します。当日は施設の基本設計や事業展開などの案をご説明いたしますので、ぜひお近くの会場までお出かけください！

いただいたご意見などを踏まえ、基本設計は6月中、運営管理計画は8月中旬にまとめます。

「交流・文化施設市民説明会」日程表

月 日		時 間	場 所
5月 23日	月	午後7時～	長瀬市民センター（大ホール）
24日	火	午後7時～	塩田公民館（大ホール）
25日	水	午後7時～	真田中央公民館（大ホール）
27日	金	午後7時～	武石公民館（ホール）
29日	日	午後7時～	上田文化会館（ホール）
31日	火	午後7時～	上田創造館（文化ホール）
6月 2日	木	午後7時～	丸子文化会館（小ホール）
4日	土	午後7時～	西部公民館（大ホール）
6日	月	午後7時～	上野が丘公民館（大ホール）

交流・文化施設とは？

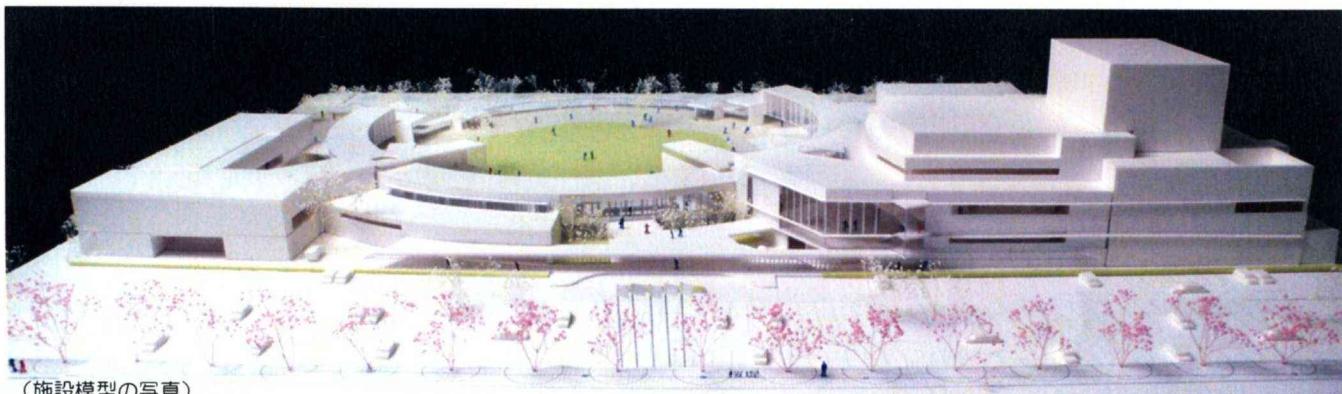
大・小ホール、美術館、交流施設、さらに緑地・広場など
様々な機能を併せ持ち、文化振興だけでなく、地域の活力を
生み出すシンボル施設としての整備を進めています。



(美術展示・育成イメージ)



(音楽演奏会イメージ)



(施設模型の写真)

【お問い合わせ先】上田市役所 交流・文化施設建設準備室 [電話]0268-23-5219

～活力ある 自立した地域社会をつくる～

上田市自治基本条例が制定されました

「参加」と「協働」自治の原動力に

■市民参加・協働推進課 TEL22・4100(内線1354)

◆必要に応じてリニューアル
この条例は、本市の自治の最高規範と位置付けられるものであることから、社会情勢や経済状況、国の動向などを注視し、条例の内容が時代に合ったものとなっているかどうか、常に確認していく必要があります。なお、この見直しに当たっては、主権者である市民の参加が十分に図られることとしています。

◆自治の主体である3者が
発議できる住民投票
地方自治制度は、間接民主主義に基づく市長と市議会による二元代表制を採用していますが、住民投票はこの制度を補完し、住民の意思を的確に把握するための制度です。この条例でも、こうした制度の趣旨を尊重し、住民投票制度を保障するため、その実施および請求に関し規定しています。

なお、住民投票は、この条例の基本理念に掲げるところ、自治の主体である3者がそれぞれの責務を全うし、様々な論議を経て決定できることを基本として、市民、市議会、市長が請求・発議できるものとしています。

「上田市自治基本条例」市民説明会を開催します

最寄りの会場にお越しください。

- 期日／場所
・5月23日(月) 上田創造館文化ホール
 - ・5月24日(火) 川西地区防災センター(岡公民館)
 - ・5月26日(木) 西部公民館大ホール
 - ・5月30日(月) 上野が丘公民館大ホール
 - ・5月31日(火) 塩田公民館大ホール
 - ・6月1日(水) 中央公民館大会議室
 - ・6月6日(月) 真田中央公民館大ホール
 - ・6月9日(木) 丸子文化会館小ホール
 - ・6月10日(金) 武石公民館ホール
- 時間 各会場とも、午後7時～9時



◆条例の制定とともに
新たな自治・まちづくりが
始まる

市では、市民の皆さんにこの条例の中身を知りたいための活動を重ねています。

◆自治の主体である3者の役割や
責務などを明文化
市の条例として初めて明らかにして

◆四つの基本原則
基本理念を具体的に実現していくための行動原則として、「人権尊重の原則」「参加の原則」「協働の原則」「情報共有の原則」の四つを、自治の基本原則として掲げています。

◆情報共有は参加と協働の第一歩
市民が市政に参画し、まちづくりに積極的に参加していくためには、その前提として、市議会または市、あるいはまちづくりの相手との間で、必要な情報が共有されていなければなりません。情報共有は、参加と協働による自治を推進していくための、第一歩と言えます。

この条例では、「情報の提供」と「情報の公開」に関し、その基本的な考え方を明らかにしています。

条例は、上田市ホームページに掲載していますが、今後、チラシやパンフレットを作成し、お知らせする予定です。また、出前講座も随時受け付けていますので、ご希望の方は5人以上のグループまたは団体でお申し込みください。

これから 自治のルールとなる条例

平成23年3月市議会定例会において、上田市自治基本条例案が可決されました。

この条例は、平成20年8月に条例検討委員会を設置して、2年にわたる検討・協議を経てまとめた報告書に基づき、条例の策定に関する基本方針に沿って、市議会の意見を尊重した上で、市としての考えを盛り込んだ内容となっています。

自治基本条例は、これから上田市の自治の最高規範と位置付けられるもので、この条例を基本として、今後の自治やまちづくりが進められます。

自治基本条例は、これから上田市の自治の最高規範と位置付けられるもので、この条例を基本として、今後の自治やまちづくりが進められます。

自治基本条例は、これから上田市の自治の最高規範と位置付けられるもので、この条例を基本として、今後の自治やまちづくりが進められます。

ることとしています。「まちづくり」とは、この上田市を、誰もが住み続けたいと思う魅力的なまちにしていくためのすべての活動と定義しています。

特に、自治の主権者である市民については、「市政に参画することができます」の目的としています。

◆条例の目的

この条例は、本市の自治の主体と位置付ける市民、市議会、市の3者が、それぞれの役割と責務に従い自治を推進することにより、「活力ある自立した地域社会を実現すること」を最終的な目的としています。

◆自治のあるべき姿として掲げる

本市における自治の基本理念として、「参加と協働による自治の推進」と、地域の個性・特性を尊重した「地域内分権による地域の自治の推進」の二つを掲げています。

◆二つの基本理念

本市における自治の基本理念として、「参加と協働による自治の推進」と、地域の個性・特性を尊重した「地域内分権による地域の自治の推進」の二つを掲げています。

◆自治の主体である3者の役割や 責務などを明文化

市の条例として初めて明らかにして

◆地域「コミュニティ」を位置付ける

任意団体として位置付けられる「自治会」、公益性を有する活動を行う団体などの「地域コミュニティ」は、まちづくりの重要な担い手としての役割を有することを明記したほか、「市民」に権利をはじめ、三つの権利を保障しています。

おいても、「地域コミュニティ」が行うことにより、これを守り育てるよう努める」とする努力規定を設けています。